

「東京都発達障害教育推進計画（案）」の骨子に対する主な意見と考え方

別添 3

東京都発達障害教育推進計画（案）の骨子に対していただいた意見（137件）のうち、主な意見について、東京都教育委員会の考え方を示します。

分野	取組	番号	主な意見(要旨)	東京都教育委員会の考え方	意見者	
I ・ 1	小・中学校における発達障害教育体制の推進	小学校における特別支援教室の設置促進	1	特別支援教室は、支援が必要な子が通う所ではなく、本人の持っている素晴らしい能力を伸ばすために通う所という認識が広まることを願っており、通常の学級での教育において全保護者、子供たちに丁寧に説明してほしい。	ユニバーサルデザインの考え方に基づく指導と学級づくりのためのガイドラインにおいて、発達障害のない児童・生徒への理解啓発の在り方を示し、周囲の児童・生徒への理解を深めます。 また、児童・生徒やその保護者をはじめ、広く都民に対し、発達障害教育に関する説明会を実施するとともに、就学を控えた5歳児の保護者を対象としたパンフレットの作成・配布により、発達障害教育に対する理解促進を図ります。	小学生の保護者
			2	巡回指導体制に反対。指導時間90分で何ができるのか。現在、子供が他校の通級指導学級に通っており、手厚い指導で環境に大変満足している。 子供にとって何が最善か考え、ニーズに的確に対応し、発達障害教育の更なる充実のために選択肢を広げてほしい。	特別支援教室における指導時間については、これまでの通級指導学級と同様、児童の障害の状態等の的確な把握に基づく各校の校内委員会や区市町村教育委員会の判断により、適切な時間を設定するものです。 また、特別支援教室に期待される効果は、巡回指導教員が各校を巡回して指導することにより、在籍学級担任と協働した指導等による学力や集団適応能力の伸長や在籍校における理解の促進が図られることなどであり、より多くの児童が指導・支援を受けられることを目指しています。	小学生の保護者
			3	特別支援教室は、これまでの通級指導学級より児童数に対する教員数が圧倒的に減る、施設・設備もこれまでの通級指導学級から大きく後退する学校が多く生まれるということが書かれていない。それにもかかわらず、これまでと同じ教育活動が行えるように書かれている。	巡回指導教員は、配当基準に基づき適切に配置していきます。 また、特別支援教室専門員の配置や臨床発達心理士等の巡回により、各校の特別支援教室の円滑な運営と指導・支援の充実を図ります。 教室環境の整備は、各校の実情に応じて各区市町村が判断して行うものです。 都教育委員会としては、特別支援教室の円滑な導入に向けて、区市町村に対し、教室環境の整備のための経費補助を行います。	学校関係者
			4	巡回指導になると小集団指導が難しくなる。学校ごとに小集団指導を行うと、異学年、異なるめあての児童で小集団指導を行うことになり、指導効果を上げることはできないと思う。	特別支援教室の指導は、指導内容や児童数、学年等を考慮して個別指導や小集団を活用した指導を行うものです。 コミュニケーションや社会性など、対人関係に係る指導においては、必ずしも小集団を活用した指導が必要とは言えず、個別指導の場面でも効果的な指導が実施可能です。 また、特別支援教室の導入により、指導対象の児童が増えると想定されるため、同学年や同じめあての児童での小集団を活用した指導も行いやすくなると思います。	学校関係者
			5	児童・生徒は、現在の通級指導学級の施設・設備、指導内容を求めている。児童の特性により在籍校で指導を受けるか、他校で指導を受けるかを選べるようにすべき。	区市町村において特別支援教室の導入に必要な環境を整備できるよう、物品購入及び簡易工事費相当の経費補助を行います。 また、指導上の必要により在籍校以外で指導を受ける方が効果的な児童は、他校の特別支援教室で指導を受けることも可能です。	その他
	中学校における特別支援教室の設置促進	6	中学校の場合、通級することを友達に知られたくないために、自校通級だと通えない生徒が存在する実態を踏まえた上で、通級指導学級を残してほしい。		学校関係者	
		7	「中学校の情緒障害等通級指導学級を特別支援教室に変える」前提でのモデル事業は行うべきでない。現在の情緒障害等通級指導学級の教育活動はどのような施設・設備、人員配置の下で行われているのかをきちんと整理し、これまでの情緒障害等通級指導学級での教育が適切な生徒と、在籍校の特別支援教室での教育が適切な生徒のそれぞれが多様な場で教育を受けられるよう、実態をきちんと踏まえてモデル事業を行うべき。	教科の学習や複雑化する人間関係、将来の進路への不安など、中学校特有の課題を踏まえ、巡回指導体制や進路指導を含めた相談機能の在り方等について、モデル事業において検討を行います。	学校関係者	

分野		取組	番号	主な意見(要旨)	東京都教育委員会の考え方	意見者	
1・2	小・中学校における指導内容の充実と組織的な対応	学習の「つまずき」を把握するアセスメント方法の確立	8	現在通級指導学級で教育を受ける児童・生徒のほとんどは、学習の「つまずき」よりも対人関係や社会性の問題で困難を抱えている。「学習のつまずき」の対応方法はある程度方向性が見いだせるが、対人関係や社会性の問題は児童・生徒一人一人の特徴を見据えて指導していかなくては対応の方向性も見えない。	読み書きに関するアセスメント及び行動・社会性に関するアセスメントを開発するとともに、アセスメントマニュアル及びDVDを作成・活用することにより、特別支援教室を含めた小・中学校における発達障害の児童・生徒の指導・支援の充実を図ります。	学校関係者	
			9	「読み書きや行動・社会面」だけでなく「心理面・精神面」での支援が発達障害の児童の理解には不可欠。アセスメントだけでなく、外部専門家などの人材の活用が求められる。	特別支援教室を設置する学校に臨床発達心理士等の巡回を実施し、児童が抱える学習面・生活面の困難についての的確に把握して巡回指導教員や在籍学級担任に専門的立場から助言を行います。	その他	
		通常の学級での個別指導の充実	10	個別の学習カルテを作成し、教育環境が変わっても持続的・継続的に個々に応じた教育を受けられるようにすべき。	都では、学校間や学年間における指導・支援の情報を引き継ぐ「個別の教育支援計画」や、より具体的に指導目標や指導内容・方法を設定する「個別指導計画」等に基づき特別な指導・支援を行っています。学校間や関係機関との連携を一層強化するため、「個別の教育支援計画に基づく連携ガイドライン」を作成し、乳幼児期から学校卒業まで一貫性のある継続した指導・支援の充実を図ります。	小学生の保護者	
			11	発達障害の児童・生徒に対しては、LDだけの場合を除くと、個別と小集団を合わせた指導が必要。個別指導は言及されているが、小集団指導は全く触れられていない。 発達障害の児童・生徒の課題は学習の「つまずき」だけではない。「東京ベーシック・ドリル」が先行し、一人一人のニーズが見えなくなる危険がある。	特別支援教室での指導形態は、個別指導及び小集団指導です。 また、学習のつまずきの把握では、読み書きの他、行動・社会性に関するアセスメント方法を開発し、指導・支援の充実を図ります。	その他	
		障害のない児童・生徒を含めた学級全体での指導の充実	12	発達障害を持つ多くの児童にとって最も大切な社会性の教育について、「大学等の研究機関と連携してソーシャルスキルトレーニングの事例集を作成し、発達障害の児童・生徒の社会性の向上を図ります。」という具体性に欠ける表現で終わっているのは納得がいかない。事例集を作って、誰がどう実行するとどのような効果が見込めるのか説明してもらいたい。	大学等の研究機関と連携して、通常の学級における道徳の時間や学級活動で活用するソーシャルスキルトレーニングの事例集を作成するとともに、教員向けの指導資料及びDVDを作成し、学校における活用をとおして発達障害の児童・生徒の社会性の向上を図ります。 また、周囲の児童・生徒の理解を深めることにより、全ての児童・生徒が安心して学ぶことができる学級づくりを行っていきます。	小学生の保護者	
			13	通級指導学級におけるトレーニングが通常の学級に転移していかないという指摘がこれまでもされてきた。通常の学級での教科の授業場面で、友達との関わりや自己肯定感を身に付けるためのトレーニングを開発すべき。		学校関係者	
			14	発達障害は診断名が同じであっても本人の困っている内容や状況、家庭における認知・対応によっても対応方法が異なるので、ドリルやガイドラインは必要ではあるが、それだけでは不十分であることを全教員が理解することが大前提であることを認識してもらいたい。	職層や経験に応じた研修により、資質・能力の向上を図るとともに、教育管理職が発達障害教育を校内において適切に実施できるよう、引き続き、全ての校長・副校長を対象とした研修を実施していきます。 また、特別支援教室の巡回指導教員等、発達障害教育を中心となって担う教員を対象に、発達障害の児童・生徒の行動特性や指導の在り方等について研修を行うとともに、新たに特別支援教室等の担当となる教員に対して異動前の講習会を実施し、専門性の向上を図ります。	中学生の保護者	
			15	学級運営など、周囲の「環境調整」を前提とした内容にし、対人関係やコミュニケーションなども、本人だけでなく周囲にとっての課題でもあることに言及してほしい。	発達障害の児童・生徒は、落ち着いて生活できる教室環境の整備や、周囲の児童・生徒の理解を深めるなどの学級づくりを行うことで、安心して学ぶことができます。このため、ユニバーサルデザインの考え方に基づく指導と学級づくりのためのガイドラインを作成し、通常の学級における発達障害教育を充実するとともに、特別支援教育に関する校内委員会を活性化するなど、学校全体で取り組む発達障害教育を推進します。	その他	

分野		取組	番号	主な意見(要旨)	東京都教育委員会の考え方	意見者
I・3	小・中学校における支援の充実	外部専門家の活用	16	定期的に通級指導学級の児童を外部専門家にみてもらえるシステムを作ってほしい。	特別支援教室を設置する学校に臨床発達心理士等の巡回を実施して特別支援教室や通常の学級での児童の状況の観察等を行い、巡回指導教員や在籍学級担任に必要な助言を行います。	学校関係者
			17	担任が学級運営に困難を感じた際の相談機能の充実も必要。		その他
		特別支援学校のセンター的機能の活用	18	特別支援学校のセンター的機能は学校の現場からは頼りにされていない。通常の学級での指導方法を理解していない特別支援学校のコーディネーターに相談しても、特別支援学校のスキルを教えてくれるので、集団を育てる通常の学級の現場には合わない。通級指導学級の教員を増員するなりして、小・中学校にセンター的機能を持たせる方が現実的である。	特別支援学校のセンター的機能の取り組み事例や成果を各特別支援学校において共有し、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等の専門性を向上させることで、小・中学校の発達障害教育を担う教員等に対する支援を充実させます。	その他
II・1	高等学校における発達障害教育を行うための方策	教育課程外での特別な指導・支援の実施	19	土日や長期休業中に通級指導ができるようにするべき。 また、単位制の高校では、単位の認定ができる形で指導・支援を行うべき。	中学校において通級指導学級での指導・支援を受けていた生徒等が、高校でも引き続き特別な指導・支援を希望する場合、生徒の状態に応じて指導・支援が受けられるよう、放課後や土曜日などに教育課程外で、学校外において、ソーシャルスキルトレーニング等の特別な指導・支援を行える仕組みを構築します。 また、学校設定教科・科目について実践的な研究開発を行い、各校において在籍する生徒の状況に応じて活用できるようにします。	学校関係者
		(全体に対する意見等)	20	高校での支援は、学校が個々の生徒の実態に応じた配慮を行うというよりは、生徒自身が自分の苦手な部分について周囲に手助けを要請できるように、生徒に対して障害に対する自己理解を促すなど、社会に出るための支援を行うことが必要だと思う。	自己の障害に関する理解や社会性を向上させるための指導、現場実習を含むキャリア教育を実施することを目的とした学校設定教科「社会人としての意識と行動(仮称)」等について、実践的な研究開発を行い、各校において在籍する生徒の状況に応じて活用できるようにします。	学校関係者
II・2	高等学校における指導内容の充実と組織的な対応	(現状と課題)	21	個別の教育支援計画は、保護者の意向により中学校から高校に引継ぎないことが一番の課題。保護者の同意が得られるようなしくみを作るなどしないと現状は変えにくい。	発達障害教育に係る指導・支援を充実することにより、保護者が支援を求めやすい環境を整えるとともに、保護者等に対する発達障害教育に関する説明会の実施により、必要な指導・支援につなげるための理解を促進します。 また、教員向けの「個別の教育支援計画に基づく連携ガイドライン」を作成し、学校間や関係機関との連携を強化します。	学校関係者
		ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業の実施と行動の支援	22	担当教員が自分のスタイルで授業を行うという考え方が強い高校において、「ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業」を行うことは難しい。	次の内容を含むユニバーサルデザインの考え方に基づく、授業と行動支援の手引きを作成し、その効果等を周知することで、各校における指導・支援の充実を図ります。 ①分かりやすい授業展開の方法について ②適切な行動を促す行動支援の方法について ③生活指導の方法について	学校関係者
		障害の状態に応じた進学・就労支援の充実	23	就労しても定着せずに辞めてしまうケースや、職場に適応できず二次的な障害につながってしまうケースが多いのが実情である。就労できたから成功とするのではなく、後追い調査も行き、どのような就労支援が望ましいのか評価していくことが必要。 また、当事者からの聞き取り等を行い、当事者主体の就労支援を行ってほしい。	大学や企業と連携した進学・就労支援の充実や、生徒の進学・就労先への適切な引継ぎの実施により、高校における障害の状態に応じた進学・就労支援の充実を図ります。	その他

分野		取組	番号	主な意見(要旨)	東京都教育委員会の考え方	意見者
Ⅱ・2	高等学校における指導内容の充実と組織的な対応	学校・学級不応の生徒への対応	24	定時制高校の教員の中に「退学という選択肢もある」「合わなければ退学すれば良い」という雰囲気もあり、退学者は多い。発達障害のある生徒だけでなく、多くの生徒の不登校や中途退学を防ぐためにも、全ての教員が必要な指導・支援を行い、安易に退学をさせないようにしたい。	発達障害に起因する学校・学級不応の改善に向けた組織的対応の在り方をまとめ、各学校に示していきます。あわせて、職層や経験に応じた研修の内容を充実し、発達障害に関する知識や、発達障害の生徒との関わり方などに関する資質・能力の向上を図るとともに、教育管理職が発達障害教育を校内において適切に実施できるよう、全ての校長・副校長を対象とした研修を実施していきます。	学校関係者
			25	発達障害の生徒が学校不応を起こしやすいリスクがあることは事実だが、それは障害特性が原因ではなく、障害特性と周囲との摩擦が原因である。 現状の記載では、発達障害の生徒がその特性のために「乱暴行為や暴言」「不登校」を起こしてしまうような誤解を与える文章になっている。「学校不応」について誤解を招く記述を修正してほしい。	誤解を招かないよう、「発達障害の生徒は、その障害特性から授業中の離席など衝動的な行動を起こしたり、また、周囲からの理解が得られず疎外感を感じやすいことから不登校や中途退学につながったりするなど、様々な学校・学級不応を起こすことがあります。」に修正するとともに、主な発達障害の定義や特徴について明記します。	その他
			26	発達障害のある生徒の状況を具体的に記載している前段部分がないままに、「突然の乱暴行為や・・・」という記載があると、発達障害のある生徒の問題がこうした行為に集約されてしまうかのような誤解を与える懸念がある。		その他
Ⅱ・3	高等学校における支援の充実	外部専門家の活用	27	高校の教員はプライドと閉鎖性が高く、外部の人間を受け入れ授業や活動を見せることに大きな抵抗があるように見受けられる。教員の意識改革がなくては外部専門家を何人入れても活用できない。	平成25年度に実施した意識調査の結果によると、高校では、「外部との連携ができてい」と考えている教員が小・中学校に比べて少ないことが分かりました。外部専門家の活用に関する研究の成果の普及や、特別支援学校のセンター的機能のエリアネットワークにおける高校への支援の仕組みを明確にすることで、活用を進めていきます。	学校関係者
		特別支援学校のセンター的機能の活用	28	高校の要請に応じて特別支援学校の教員が巡回することになっているが、要請がなければ巡回をしないのか。特別支援学校側から積極的に高校に働きかけて要請させるような取組が必要。		学校関係者
Ⅲ・1	研修の充実	(全体に対する意見等)	29	研修は知識の獲得だけでなく、現場レベルの調整能力・技能や保護者対応の実際の困難さについて生きた研修を設定してほしい。	職層や経験に応じた研修の内容を充実し、資質・能力の向上を図ります。あわせて、新たに特別支援教室の担当となる教員等に対し、異動前の講習会を実施します。	学校関係者
Ⅲ・2	人材育成・人材確保	指導教諭を活用した教員全体の専門性の向上	30	指導教諭の指導能力と特別支援学級で必要な指導力は異なる。 また、通常の学級で発達障害の児童・生徒に配慮しながら授業を組み立て学級運営する能力と、特別支援学級で必要な能力は異なる。そこを見誤ると、参考にならない教員の授業を参考にすることになりかねない。	特別支援教育において高い専門性と優れた指導力を持つ教員を、小・中学校の特別支援学級担当として活用していきます。過半の教員が発達障害の児童・生徒への対応ができていないと考えている中、研修に加え、指導教諭が実施する模範授業・公開授業に参加することは、適切な指導・支援を行う上で有意義であると考えます。	学校関係者

分野		取組	番号	主な意見(要旨)	東京都教育委員会の考え方	意見者
IV・1	継続した支援等の充実	(全体に対する意見等)	31	幼児期からの取組の大切さについて言及する必要がある。支援シートの活用だけでなく、幼稚園・保育所の先生の研修や、幼・小の連携についてのモデル事業など、教育委員会として幼稚園・保育所に対して積極的な働きかけがあってよいと思う。	都教育委員会は、乳幼児期から学齢期までをつなぐ早期支援の実現のためのモデル事業を実施しており、このモデル事業の成果や、先駆的な取組を行う区市町村の事例を各区市町村に周知することで、幼稚園・保育所等と小学校との連携を推進していきます。あわせて保健・医療・福祉等の関係機関と協議の場を設け、発達障害に係る相互連携の充実について検討していきます。	学校関係者
IV・2	発達障害教育に係る理解の促進	発達障害教育に係る理解の促進	32	5歳児の保護者を対象としたパンフレットは効果的である。最近5歳児検診を導入する自治体も増えているので、保健所と教育相談とが連携するなどして、早期発見に関する支援ができるとうい。		その他
その他	全体に対する意見等		33	インクルーシブ教育を考えるなら他の障害への対応についても検討し、支援の充実や人材確保、教員や都民への啓蒙活動を考えてほしい。 通級指導学級は、発達障害の児童が対象のものだけでなく、難聴、言語障害、弱視の学級もあり、それらの学級に通っている児童のことも大事にしてほしい。	本計画は発達障害教育単独の計画のため、他の障害種別については、東京都における特別支援教育の推進計画の中で対応していきます。	学校関係者
			34	発達障害は多種多様で、複雑かつ困難な課題があると思われるが、その点に関する記述が十分ではない。障害の状態別の状況についてももう少し具体的に記載した方がよいのではないか。		発達障害の特徴、主な発達障害の定義を記載します。
	その他		35	発達障害の定義を明記し、「吃音」と「トゥレット症候群」が発達障害者支援法に含まれていることを周知徹底してほしい。 また、インクルーシブ教育の理念は素晴らしいものであるが、障害のある者となない者を同じ場所で指導することにこだわると居心地が悪い場合もあるので、スヌーズレンルームの用意を検討してほしい。	「吃音」等の言語障害のある児童・生徒については、学校教育法に基づき、言語障害通級指導学級で対応しています。小・中学校における施設・設備の在り方については、学校の設置者である各区市町村の判断によるものです。	その他